

平成25年9月7日 住民説明会を開催しました

第12回裁判(口頭弁論)の翌日、御船カルチャーセンターハウス議室にて住民説明会を開催しました。

事前にニュースレター特別号を配布してご案内しておりましたので多くの方に来場いただきました。

当日は弁護士の先生3人にお越しいただき、丁寧な解説がありました。また、会場から質問が活発に飛び交い、一つ一つに説明をしていただくことで、今回の住民訴訟を起こした意義や問題の本質を理解することが出来ました。

初めてこのような場に参加された方が何人もおられ、あまりにもずさんな話に驚きと怒りを隠せないようでした。



お願い

町民の方々に広く町の問題を知っていただくため、会では毎回裁判の傍聴を呼びかけております。また、毎回1人でも多くの方が裁判の傍聴をできるように、裁判所に配慮いただき一番大きい101号法廷を使用させていただくとともに、原告席(傍聴席ではなく一般的に弁護士の先生方が座られる場所)に原告10名を座らせていただいております。

多くの方々に关心を持っていただき、今回の裁判でも満席状態でした。

これから判決に向けて重要な裁判が続きます。

今後とも、是非傍聴へおこしください！！

平成25年度 ご支援のお願い！

竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会では、広く支援者を募っております。

正会員 一口月額1,000円(何口でも可) **賛助会員 一口1,000円(何口でも可)**

会の口座【手びるの口座 記号17160番号33459351竹バイオマス問題住民訴訟原告支援者の会】

お問い合わせは、竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会事務局 電話090-4473-7798 まで

竹ん子の会 ニュースレター

みふね
御船竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会

第25号
竹ん子の会 会長 吉井博
電話 090-4473-7798



平成25年9月6日 第12回裁判(口頭弁論)が行われました

町長、町職員、
元会社社長ら
証人尋問決定！

次回はいよいよ証人尋問です！
氏が裁判所の呼び出しに応じるか不透明ですので、裁判長の判断で次回期日と証人尋問の順番が決まりました。

- | | | |
|----|-------|--------|
| ① | 町職員A | 10:00～ |
| ② | 町職員B | 11:00～ |
| ③ | 会社元社長 | 13:30～ |
| ④ | 山本町長 | 15:30～ |
| 予備 | 山本町長 | 13:30～ |

* 時間はあくまでも予定です。

12月6日(金)

会社元社長の 氏が裁判所の呼びかけに応じず
予定通り来なかった場合は順番が変更になります。

1月17日(金)

場合によっては12月6日に山本町長の尋問は終わる
可能性もあります。

今回は証人尋問に予定されている山本町長及び竹バイオマス事業の進行に直接関わってきた町職員2名より陳述書が提出され、証人尋問の内容について確認されました。次のページに簡単に内容を紹介しております。

実際に陳述書を読みたいという方は竹ん子の会事務局までお問い合わせ下さい。



裁判後、京町会館に移動して報告会を行いました。

今回はヤスジマ裁判も続けて行われたため2つの裁判について弁護士の先生方に解説していただきました。

また、取り下げになった御船竹資源開発(株)の不当利得に関する裁判にも触れられました。

私たちの住民訴訟の他に、竹バイオマスに関するいくつもの裁判が起こされているという事実が、この問題の異常性を如実に物語っています。

裁判所もあきれた？

山本町長の陳述書



証人尋問に先立って、証人尋問でどのような主張をしたいのかをまとめた「陳述書」が山本町長から提出されました。

裁判と関係ない主張をまとめた陳述書

山本町長の陳述書は、13枚の本文と、7枚の添付書類でした。そのうち本文の約半分はマニフェスト自慢など、自らの業績のアピールや、バイオマス利活用の重要性、原告・支援者等に対する根拠なき誹謗・中傷など、裁判自体や裁判の争点とは無関係な記述です。

又、添付されていた7枚の書類はすべて、自らのマニフェストやマニフェスト型行政運営の成果などについてまとめたもので、本文残り半分についても具体性を欠いた主張など、裁判所に提出する陳述書としての体をなしていたとは思えません。

裁判所も苦言！

この陳述書に対して裁判所からくぎを刺される一幕もありました。

町長は陳述書において、マニフェスト型選挙や行政のことを述べているけれども、尋問ではそれらのことは聞かないでほしい。



裁判所

尋問については自己資金調達と事業遂行の可能性について聞く必要がある。

証人尋問の日は傍聴者も多いことが予想されるためこれまで同様一番大きな101号法廷で行う。

…大切にしたいこと…

・竹バイオマス問題の真相究明



・「竹バイオマス問題がなぜ起こったのか」「このような問題が今後起こらないためにどうすればいいのか」を住民目線で考える

被告・証人の陳述書

被告(町)から裁判書に提出された陳述書(証人尋問で主張したいことをまとめたもの)の内容です。



山本孝二町長

*あくまでも被告(町側)の主張です。

- ①私は国立大を卒業し、熊本県の研修派遣職員に抜擢され、また、総務課行政係長という筆頭係長、議会事務局長(課長職)に抜擢されるような人物
- ②マニフェスト型選挙で町長となりマニフェストの優秀賞を受賞
- ③竹バイオマス事業は残念ながら事業中止
- ④会社設立や事業の具体化については別役氏の知識や経験、発想、人脈が活かされた
- ⑤日本政策金融公庫から融資を断られたことは想定しがたいことだった
- ⑥国が認めた補助事業は町に調査の義務はない。町はただ国から受けた補助金を会社に渡すだけよい
- ⑦町が会社の肩代わりをして国へ約3億円を返還したのは、私が議会を騙したからではなく議会が勝手に判断した
- ⑧金融機関からの融資が断られた後、個人・団体からの融資話については妨害行為があったと聞いている



町職員A

- ①金融機関からの融資拒絶後、別の投資家等からの確約・融資の話は存在していた

- ②国から補助金が交付されたので町は調査もせずに2回目の補助金約1億円を会社に渡した



町職員B

- ①先進的な取り組みを実施していた高知県高知市春野町に赴き、具体的説明と心構えについて助言を受けた

- ②会社の調査は国のチェックマニュアルに沿って実施した。担当係長が調査したものを入力しただけ

- ③担当係長は販売予定先に聞き取りにも行っていた

- ④補助金は国が交付決定をしたもの。町が判断することではない

- ⑤使途不明金約1,500万円の件については聞いていない